




朝倉市雑誌スポンサー制度 募集要項

名称	朝倉市図書館雑誌スポンサー制度
内容	<p>図書館が購入する雑誌リストの中から、スポンサーの希望する雑誌を選んでいただき、その購入代金を（基本）1年間負担していただくことにより、その雑誌のカバーにスポンサーの事業広告等を掲載できる制度です。</p> <p>※お手持ちの雑誌そのものを寄贈していただくものではありません。</p>
対象図書館	朝倉市図書館（中央館・あさくら館・はき館）
提供雑誌	<p>図書館が作成したリストから選んでください。</p> <p>同一雑誌に複数の申し込みがある場合は、受付け先着順とします。（郵送による同時受け取りの場合等は抽選とします。）</p>
掲載箇所	<p>提供雑誌最新号カバーの表面にスポンサー名を掲載</p> <p>提供雑誌最新号カバー裏面にスポンサーが希望する広告を掲載</p> <p>提供雑誌書架にスポンサー名を掲載</p> <p>※提供雑誌の配架位置は、図書館が決定します。</p> <p>※図書館ホームページ等でスポンサー名を紹介します。（年1回）</p>
広告規格	次頁のとおり
雑誌提供期間	雑誌提供期間とは、雑誌を納品していただく期間のことです。（基本）4月1日から翌年3月31日までの1年間とします。
広告掲載期間	スポンサーの提供した雑誌が、最新号書架に配架されている期間とします。
広告	<p>掲載基準</p> <p>次のいずれかに該当する広告は掲載できません。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの （2） 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの （3） 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるもの （4） 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの （5） 他をひぼう、中傷又は排斥するもの （6） 美観又は風致を害するおそれのあるもの （7） 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの （8） 消費者被害の未然予防及び拡大防止に反すると認めるもの （9） 青少年保護及び健全育成に反すると認めるもの （10） その他教育委員会が掲載を適当でないと認めるもの
募集対象	<p>企業、団体及び事業を営む個人</p> <p>※次のいずれかに該当する場合、または契約期間中にこれに該当するに至った場合はこの制度を利用できません。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 民事再生法（平成11年法律第225号）による民事再生手続きを利用する再生債務者又は会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続きを利用する更生会社 （2） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員若しくは反社会的団体である者又はそれらと密接な関係を有すると認められる者 （3） 各種法令に違反している者 （4） 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者 （5） 朝倉市指名停止等措置要綱（平成20年朝倉市告示第144号）に基づく指名停止を受けている者 （6） 市税等を滞納している者 （7） その他朝倉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がスポンサーの対象として適当でないと認める者
募集期間	令和元年12月1日（日）～令和2年1月31日（金）（随時募集も可）

申込方法	朝倉市図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、①掲載を希望する広告図案②会社・事業の概要がわかるもの③役員等調書及び照会承諾書を添付して朝倉市中央図書館へ持参又は郵送で提出してください。 ※広告作成にかかる一切の費用は、スポンサーの負担とします。
申込先	朝倉市中央図書館 ★あさくら館、はき館では受付しません。 （〒838-0068 朝倉市甘木198-1 TEL 0946-22-3059）
スポンサー及び 広告内容の審査	教育委員会にてスポンサー及び広告内容について審査を行います。 審査の結果については、朝倉市雑誌スポンサー決定（却下）通知書（様式第2号）によりお知らせします。 また、広告内容については、修正をお願いすることがあります。
スポンサーの決定	スポンサーと決定したら、教育委員会と覚書を締結していただきます。
雑誌納品方法	スポンサーが書店等と契約し、書店等雑誌の納入業者から直接対象図書館へ納品していただきます。 基本的に雑誌の発売日に納品をお願いします。
購入代金 支払方法	雑誌の購入代金は書店等へ直接納入してください。臨時増刊や休・廃刊などにより代金に過不足が生じる場合は、必要であれば書店等と協議により精算してください。
雑誌の所有権	提供を受けた雑誌の所有権は、朝倉市に帰属します。保存期間や廃棄時期については教育委員会が決定します。教育委員会の判断により、ブックリサイクルにて市民に無償で提供される場合もあります。
【広告イメージ】 ★予定です。	<p>(1) 提供雑誌最新号カバー表面にスポンサー名を掲示します。 サイズ：縦4cm×横20cm以内 表示色：黄色地に黒文字 作成：図書館 貼付位置：雑誌カバーの大きさ、タイトル表示位置などを考慮し、図書館が決定 ※ スポンサーによる位置等の指定は不可</p> <p>(2) 提供雑誌最新号カバー裏面にスポンサーが希望する広告チラシを掲示します。 サイズ：最新号カバーに収まるサイズ 作成：スポンサー</p> <p>【例】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>(カバー表面)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>(カバー裏面)</p>  </div> </div> <p>(3) 提供雑誌架にスポンサー名を透明ケースに入れて掲示します。 サイズ：A4判程度 作成：図書館</p> <p>【イメージ】</p> <div style="text-align: center;"> <p>(書架面)</p>  </div>

【問い合わせ・申込み先】

朝倉市中央図書館

〒838-0068 朝倉市甘木198-1

電話：0946-22-3059 FAX：0946-22-8141